
◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第10、議案第13号 松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第13号は、松崎町公共工事等分担金条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 齊藤昌幸君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（佐藤作行君） ちょっと教えてください。消防関係についてなんですが、ここ2～3年の数字でいいんですが、これに関わる一部分担金はどのように推移しているか、ちょっと教えてください。

○総務課長（山本秀樹君） 手元に本年度の27年の分しか数字がはっきりしたものがありませんので、これのみちょっとお知らせをさせていただきます。

中村地区に消火栓を新設しました。これは新しい住宅が建っている所になりますけれども、あそこは配管がかなり長くて工事費がかかっておりまして、272万1600円かかっています。分担金の方は3パーセントですので、8万1000円を地区から負担していただいているというものになります。

それから、もう1台消防車、これは4分団2小隊で池代の消防車になりますが、車両価格が639万3600円、これに対して2パーセントの負担ということで、12万7000円が地区からの負担金という形になっています。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと漁港施設整備、小規模局部改良、今回が海岸保全施設整備ですけれども、具体的にこの3項目はどういったことをいつているんですか。その辺をまず1点教えてくださいませんか。

○産業建設課長（齊藤昌幸君） 変更の部分では、漁港施設整備、小局改、海岸保全事業ということでございますけれども、漁港施設整備事業というのは、直近でいいますと、石部の漁港改

修事業、これは国庫補助事業でございます。

それから、一つ飛んで海岸保全施設整備事業。これは直近では雲見の水門の整備、これも国の補助事業でございます。

そして、真ん中の局部改良事業。これは県費補助による事業でございます、例えば、岩地海岸の陸こう整備等、事業費がある程度小さな、しかも国庫補助事業にそぐわない部分について県費補助で対応したものでございまして、それぞれ補助残の20パーセント、30パーセントということで、この率表に基づいてやっております。

○6番（福本栄一郎君）　ということは、昨日私の一般質問で防災対策について、いま現在松崎町の津波対策検討会が県の主導に基づいてもう進められているということをお聞きしたんです。そうしたら町長は、小規模・・・、生命財産を守るために・・・、いわゆる漁港管理者は町長ですから、それは検討したいということは、今日の議案だと思うんです。となりますと、これは消防ポンプも入っているんですけども、別表の方ですから同時提案・・・、同じ議案ですから消防はいいんですけども、漁港施設整備・・・、松崎はもう全額・・・、県ですか、やると・・・。地元負担金はないということで、明確な答弁を担当課長からいただいたんですけども・・・、ということは、もう前もって、4月1日から施行するこの条例が可決になれば、やるということについては、結局は、もうやるという前提なんですか。その辺はどうでしょうか。

○産業建設課長（齊藤昌幸君）　もちろん4月1日からの施行ということで、附則に謳わせていただきますけれども、今後、海岸保全施設、いわゆる三浦地区漁港海岸の海岸施設整備ということで、ただ今・・・、議員の一般質問の中でも、三浦地区の中で検討、協議を進めている中で、各地区の実情に応じて施設の方を整備する。

そうなりますと、海岸保全施設整備という形で、国の国庫補助事業を採択してもらって、町が整備する形になるわけでございます。

昨日の質問でもお答えしましたとおり、やはり松崎地区との整合性を勘案しますと、三浦地区の海岸保全施設整備事業に対する負担は求めないという町長の考え方のおりで、今回、4月1日以降は海岸保全施設整備事業の負担は三浦地区には求めないという形で、今回改正案を上程したものでございます。

○6番（福本栄一郎君）　ということは・・・、担当課長の言っていることはわかりますけれど、県の主導で松崎町津波対策検討会、こちらは松崎地区協議会、漁港の方は、三浦地区は三浦地区協議会ですけども、その現在の進行状況を教えてくださいませんか。どうなっていますか。もう結論が出ているんですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） まだ何も出ておりません。

○6番（福本栄一郎君） となると・・・、松崎地区の動向をみながらやるということですか。となりますと、これが、今回の・・・、早すぎるという感じが見受けられますけれども、その時点で・・・、消防は別ですよ。だったらば・・・、なんか、これを見ますと決まったような形ですけど、その辺はいかがですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 今後、地区協議会の中で検討し、三浦地区に限ってでございますけれども、町事業として海岸保全施設整備という形でやることになるわけですが、そのために備えて今回負担金をカットする案を出したわけでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） 確認ですけれども、松崎地区ではまだ・・・、私は松崎地区のメンバーですけれども、三浦地区は知りませんけれども、松崎地区が全額国、県でやってくれます、町から負担金はない。それはありがたい話ですよ。もちろん生命財産・・・、同じように松崎町ですから・・・。ただ、こちらは県知事管理の港湾区域、三浦は漁港区域ですから町長管理で・・・、ということは、この・・・、関所を取っちゃって、タダですからということをするんですか。負担金はかかりませんからということで説明するんですか。

○産業建設課長（斉藤昌幸君） 第4次被害想定に基づく施設整備をいま現在、松崎及び三浦でやっているわけでございます。当然のことながらL1津波に対応しての施設整備を前提として、いま協議をしているわけでございますけれども、松崎の方で整備をしますということになりますと、当然県管理ですので負担が生じません。

三浦海岸につきましても、同様に各岩地、石部、雲見がありますけれども、それぞれの事情に応じて施設整備が決定された場合には、当然施設整備をしなければならないわけですが、松崎海岸との整合性を考えると、やはり三浦地区には、今回多少早めであったとしても事前に負担を求めない案を提案したものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 松崎町公共工事等分担金の一部を改正する条例についての件を挙手に
より採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
